

# 小児科開業促進補助金のご案内

市民が安心して子育てができる環境整備の一環として、旭市内に新たに小児科を開業する方、又は既に開設している病院等に新たに小児科を診療科目として追加する方を支援するため一部費用を補助します。

ご興味をお持ちいただけましたら資料送付も可能です。どうぞお気軽にご連絡ください。

## 【補助金の額】

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 小児科病院等の新規開設事業 | <u>1,800万円(上限)</u> |
| (2) 小児科診療科目の新設事業  | <u>600万円(上限)</u>   |

注目

## 【補助対象者】

次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 小児科専門医が診療を行う小児科を千葉県旭市内で開業すること。
- (2) 10年以上継続して小児科の診療を行う意思があること。
- (3) 小児科の診療時間が週20時間以上あること。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 旭市が実施する予防接種事業その他地域医療に係る事業に積極的に協力すること。
- (6) 他の類似の制度の補助金等の交付を受けていないこと。

## 【補助対象事業】

- (1) 小児科病院等の新規開設事業  
旭市内で新たに病院又は診療所を開設する事業
- (2) 小児科診療科目の新設事業  
既に開設している市内の病院又は診療所に新たに小児科を設置する事業

## 【補助対象経費】

- (1) 土地の取得および賃貸借に要する経費
- (2) 建物の取得および賃貸借に要する経費
- (3) 建物の改修に要する経費
- (4) 医療機器の取得および賃貸借に要する経費
- (5) 備品の取得および賃貸借に要する経費

## 【お問い合わせ】

千葉県旭市二の2132 旭市健康づくり課 地域医療政策班

電話:0479-63-8831(直通)

電子メール:kenko-syomu@city.asahi.lg.jp

URL:http://city.asahi.lg.jp/

ホームページ



旭アクセスガイド

